

別表 2 (第 5 条関係)

助成対象経費

助成対象(科目・内容)		助 成 の 対 象 と な る 機 器 等
消 耗 品 費	◆機器等の購入費	税込単価1,000円以上10万円未満の下記に示す機器等 ※機器等単価に、対象外経費となる配送料・事務手数料・通信費等が含まれている場合は、見積書での経費区分が必要(区分できない場合は全額対象外)。
		◆パソコン ◆タブレット ◆スマートフォン ◆携帯電話 ◆ディスプレイ・モニター ◆キーボード ◆マウス ◆覗き見防止フィルム ◆プリンター ◆スキャナー ◆拡張機器(増設HDD・SSD、外付けBD・DVD・FDDディスク、ドッキングステーション) ◆VPNルーター ◆ファイアウォール ◆サーバおよびNAS ◆導入型ソフト ◆無線LAN機器(親機、子機) ◆Web会議用機器(カメラ・スピーカー・ヘッドセット) ◆リモートWOL装置
委 託 費	◆機器の設置・設定費 ◆保守委託等の業務委託料 ◆導入機器等の導入時運用サポート費	※システム開発・改修およびシステム構築にかかる経費は助成対象外。 ◆ネットワーク構築作業費／VPNルーター等、機器の設置・設定作業費 ◆導入機器、導入ネットワークの保守費用 ◆導入機器等の操作説明等にかかる委託経費(研修費用・マニュアル作成費)
賃 借 料	◆機器のリース料	◆パソコン等、上記「消耗品費」に記載の機器等をリースする場合のリース料 ※レンタル料は助成対象外。
使 用 料	◆クラウドサービス等 ツール利用料 (初期費用含む)	テレワーク対象者にかかる新規および追加契約分 ◆コミュニケーションツール(会議システム、チャット、データ共有)利用料 ◆管理ツール(勤怠管理、在籍管理、業務管理)利用料 ◆業務ソフトウェア利用料 ◆セキュリティソフト利用料 ◆リモートアクセスツール利用料 ◆グループウェア(ワークフロー、リモートワークアプリ)利用料

※助成対象経費は、助成対象事業者が、支給決定日以後に新たに取り組んだ事業に要した経費とし、支給決定日前に取組があったもの及び支出があったものは含まない。

※助成対象経費は、テレワーク対象者に係る経費で、テレワーク対象者数を超える数の購入・契約は原則できない。

※期間による料金設定がある場合は、最長 3 か月分の申請が可能。